



○長野県告示第304号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成14年6月3日

長野県知事 田中康夫

- 1 起業者の名称  
小 諸 市
- 2 事業の種類  
街なみ環境整備事業 小諸市与良地区地区施設整備事業
- 3 起 業 地
  - (1) 収用の部分  
小諸市与良二丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所  
小諸市役所

企 画 課

○長野県告示第305号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定した。

平成14年6月3日

長野県知事 田中康夫

氏名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
青木啓一	心臓	茅野市ちの3550-10 医療法人こまくさ会 池田医院
荒井恵子	平衡言語 音声・言 肢体不自 由	中野市西1-5-63 長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院
板倉慈法	肢体不自 由 腎臓	更級郡上山田町温泉3-34-3 長野赤十字上山田病院
伊藤健一	音声・言語 肢体不自 由 心臓 腎臓 呼吸器 腸	北安曇郡池田町大字池田3207-1 長野県厚生農業協同組合連合会 安曇総合病院
岩波利和	肢体不自 由 呼吸器	下伊那郡松川町元大島3159-1 下伊那赤十字病院
加沼戒三	音声・言語 肢体不自 由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸	北安曇郡美麻村1180-イ 美麻村国民健康保険診療所
河合卓	聴覚	松本市城東2-1-4 宮島耳鼻咽喉科医院
北川寛之	肢体不自 由	松本市本庄2-5-1 医療法人慈泉会相澤病院
木村雅樹	音声・言語 肢体不自 由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸	北佐久郡軽井沢町大字長倉2416 軽井沢町国保軽井沢病院
草間律	肢体不自 由 腎臓 ぼうこう又は直腸 小腸	中野市西1-5-63 長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院

倉石 章	肢 体 不 自 由 腎 臓 ぼうこう又は直腸 小 腸	更級郡上山田町温泉3-34-3 長野赤十字上山田病院
甲 田 晶 子	聴 覚	上田市古安曾1833 甲田クリニック
小 林 永 幸	音 声 ・ 言 語 肢 体 不 自 由 心 臓 腎 臓 呼 吸 器	須坂市須坂1332 長野県立須坂病院
小 林 康 宏	腎 臓 ぼうこう又は直腸	下伊那郡松川町元大島3159-1 下伊那赤十字病院
笹 本 光 輝	心 臓 腎 臓	小諸市与良町3-2-31 長野県厚生農業協同組合連合会 小諸厚生総合病院
澤 田 祐 介	肢 体 不 自 由 ぼうこう又は直腸	小県郡東部町大字県165-1 東部町立ひまわり病院
下 平 和 久	音 声 ・ 言 語 肢 体 不 自 由 心 臓 腎 臓 呼 吸 器 ぼうこう又は直腸 小 腸 免 疫	木曾郡木曾福島町6613-4 長野県立木曾病院
申 正 樹	肢 体 不 自 由	更級郡上山田町温泉3-34-3 長野赤十字上山田病院
銭 坂 英 生	視 聴 平 衡 音 声 ・ 言 語 肢 体 不 自 由	木曾郡木曾福島町6613-4 長野県立木曾病院
田 辺 智 明	腎 臓 ぼうこう又は直腸	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
角 田 敏 行	音 声 ・ 言 語 心 臓 腎 臓 呼 吸 器	須坂市須坂1332 長野県立須坂病院

中野健一	視	覚	茅野市玉川4300 諏訪中央病院
平松健司	心	臓	南安曇郡豊科町大字豊科3100 長野県立こども病院
廣間武彦	肢 心 腎 呼 ぼうこう又は直 小	自 由 臓 臓 器 腸 腸	伊那市大字伊那298-1 伊那市営伊那中央総合病院
古田豪記	心	臓	小諸市与良町3-2-31 長野県厚生農業協同組合連合会 小諸厚生総合病院
松橋和彦	肢 心 腎 呼	自 由 臓 臓 器	南佐久郡臼田町大字臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院
山田順亮	肢 体 不 自 由		更級郡上山田町温泉3-34-3 長野赤十字上山田病院
若林真司	肢 体 不 自 由		松本市大字寿豊丘811 国立療養所中信松本病院
渡辺敦史	肢 体 不 自 由		松本市大字芳川村井町1209 国立松本病院
蜂谷勤	免	疫	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
前本勝利	肢 体 不 自 由		飯田市毛賀1707 輝山会記念病院

障害福祉課

## ○長野県告示第306号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になった。

平成14年6月3日

長野県知事 田中康夫

氏名	変更前の医療機関の 所在地及び名称	変更後の医療機関の 所在地及び名称
青柳 康二	南佐久郡臼田町大字臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	上田市住吉577 あおやぎ眼科
赤石 江太郎	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	須坂市須坂1332 長野県立須坂病院
安達 互	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	諏訪郡富士見町落合11100 長野県厚生農業協同組合連合会 富士見高原病院
木下 修	松本市開智2-3-50 医療法人抱生会丸の内病院	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
坂口 正範	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	松本市本庄2-5-1 医療法人慈泉会相澤病院
櫻井 俊平	北安曇郡池田町大字池田3207-1 長野県厚生農業協同組合連合会 安曇総合病院	松本市開智2-3-50 医療法人抱生会丸の内病院
島田 弘英	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	須坂市須坂1332 長野県立須坂病院
下鳥 正博	須坂市須坂1332 長野県立須坂病院	須坂市大字幸高字苧屋278 下鳥内科クリニック
社浦 康三	中野市西1-5-63 長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院	下伊那郡高森町吉田481-13 長野県厚生農業協同組合連合会 下伊那厚生病院
杉本 吉彌	更埴市野高場1835-9 社会福祉法人信濃整肢療護園 稲荷山医療福祉センター	飯田市毛賀1707 医療法人輝山会輝山会記念病院

鈴木章彦	木曾郡木曾福島町6613-4 長野県立木曾病院	南安曇郡豊科町豊科5685 豊科赤十字病院
中田節子	下伊那郡松川町元大島3159-1 下伊那赤十字病院	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
蜂谷勤	小諸市与良町3-2-31 長野県厚生農業協同組合連合会 小諸厚生総合病院	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
林元則	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	大町市大字大町3130 市立大町総合病院
疋田博之	北安曇郡池田町大字池田3207-1 長野県厚生農業協同組合連合会 安曇総合病院	小諸市与良町3-2-31 長野県厚生農業協同組合連合会 小諸厚生総合病院
溝上哲朗	松本市開智2-3-50 医療法人抱生会丸の内病院	松本市桐2-5-5 医療法人溝上内科医院
安川幸廣	長野市松代町松代183 長野県厚生農業協同組合連合会 長野松代総合病院	更埴市屋代858-4 安川整形外科クリニック
山本寛二	南安曇郡豊科町豊科5685 豊科赤十字病院	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院

障害福祉課

## ○長野県告示第307号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第1条の2第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退があった。

平成14年6月3日

長野県知事 田中康夫

氏名	診療を行う医療機関の所在地及び名称	辞退年月日	理由
井上雅夫	諏訪郡下諏訪町杜花田6525-1 信濃医療福祉センター	平成14年3月27日	辞退希望

地場達也	茅野市玉川4300 諏訪中央病院	平成14年3月31日	他県転出
高野賢司	下伊那郡売木村695 売木村国保直営診療所	平成14年4月30日	他県転出
古澤武彦	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	平成14年4月1日	退職
和田直道	木曾郡木曾福島町6613-4 長野県立木曾病院	平成14年4月1日	他県転出

障害福祉課

## ○長野県告示第308号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、同法に規定する医療を担当する機関として、次のとおり指定した。

平成14年6月3日

長野県知事 田中康夫

名称	所在地	指定年月日
小口薬局	塩尻市塩尻町379-1	14. 3. 4
幸高中島ファミリー薬局	須坂市幸高苅谷274-2	14. 3. 27
きうち薬局	佐久市中込3712-5	14. 4. 1
倉科医院	松本市大手2-9-16	14. 4. 1
安川整形外科クリニック	更埴市屋代858-4	14. 4. 1
上條薬局	塩尻市大門並木町1-2	14. 4. 1
まえやま内科胃腸科クリニック	駒ヶ根市赤穂14632-4	14. 4. 1
池田土屋薬局	北安曇郡池田町池田3152-1	14. 4. 3
飯田下伊那薬剤師会会営やまなみ薬局	飯田市鼎名古熊2639-8	14. 4. 4
サンピヨ薬局	飯田市上郷飯沼748	14. 4. 8
大沢薬局	小県郡長門町古町2844	14. 4. 8
日野屋薬局	更埴市小島3128	14. 4. 11
アイルニコニコ薬局	駒ヶ根市赤穂14635-3	14. 4. 12

有限会社北澤薬局	飯田市鼎切石4358-2	14. 4.12
十全堂武田内科医院	松本市鎌田1-13-32	14. 4.15
大手薬局	諏訪市大手1-16-6	14. 4.17
長峰ファミリー薬局	茅野市宮川11359-1	14. 4.22
座光寺ファミリー薬局	飯田市座光寺4700-3	14. 4.23
竜丘ファミリー薬局	飯田市駄科1301-1	14. 4.23
秋和コスモス薬局	上田市上塩尻161-1	14. 4.30
合葉薬局	上田市中央3-3-18	14. 5.14
医療法人長田内科循環器科医院	上伊那郡南箕輪村3717	14. 6. 1

保健予防課

## ○長野県告示第309号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第4項の規定により、指定医療機関から、その指定を辞退する旨、次のとおり届出があった。

平成14年6月3日

長野県知事 田中康夫

名 称	所 在 地	辞退年月日 辞退の効力 発生年月日
上 條 薬 局	塩尻市大門並木町1-2	14. 3.21
石 井 医 院	諏訪市中洲福島5564	14. 3.23
倉 科 医 院	松本市大手1-9-16	14. 3.31
柳 沢 医 院	松本市北深志3-4-10	14. 3.31
塩 入 医 院	上水内郡信州新町竹房1013	14. 3.31
堀 内 医 院	塩尻市堀の内113	14. 3.31
十全堂武田内科医院	松本市鎌田1-4651-4	14. 4.14
有限会社高松薬局	飯田市上郷黒田429	14. 5.16
長田内科循環器科医院	上伊那郡南箕輪村3717	14. 5.31

保健予防課



○長野県告示第310号

畜産振興事業補助金交付要綱（昭和42年長野県告示第81号）の一部を次のように改正し、平成14年度の補助金から適用する。

平成14年6月3日

長野県知事 田中康夫

別表の1 畜産振興総合対策事業の項中「畜産振興総合対策事業」を「生産振興総合対策事業」に、

「	(イ) 食肉等流通体制整備事業費	3分の1以内。ただし、基幹的産地食肉センターの衛生管理施設及び環境保全施設、家畜市場の環境対策及び衛生対策に係る施設並びに機能強化対策の機能高度化施設並びに鶏卵等衛生処理流通施設殺菌装置及び洗浄装置については2分の1以内とする。	」	
を	「	(イ) 食肉等流通体制整備事業費 県産牛肉情報表示普及浸透事業費	10分の5以内	」
に、	「	ク 家畜衛生対策事業費 ヨ ーネ病侵入防止対策事業費 ケ 特認事業費	10分の10以内 知事が定める額	」
を	「	ク 特認事業費	知事が定める額	」

に、「ク及びケ」を「及びク」に改め、同表の5 地方競馬全国協会畜産対策事業の項中

「 を	(2) みつ源増殖対策事業費	知事が定める額
	(3) めん羊導入事業費	知事が定める額
	(4) 公共牧場利用推進事業費	20分の1以内
	(5) その他知事が必要と認める事業に要する経費	知事が定める額
		」

「 を	(2) 畜産技術普及対策事業費	知事が定める額
	(3) 公共牧場利用推進事業費	20分の1以内
	(4) その他知事が必要と認める事業に要する経費	知事が定める額
		」

に、「(4)又は(5)」を「又は(4)」に、「(4)及び(5)」を「(3)及び(4)」に改め、同表の7 価格、流通対策事業の項中

「 を	1 家畜取引振興資金利子補給事業 長野県家畜商商業協同組合が行う家畜商等の公正、円滑な家畜取引上必要な資金の融資に対する利子補給に要する経費	知事が定める額
	2 肉畜鶏卵価格安定特別補てん準備金造成事業 社団法人長野県畜産物価格安定基金協会が行う肉畜鶏卵価格安定特別補てん準備金の造成に要する経費	知事が定める額
	3 肉用子牛生産安定特別対策事業 肉用子牛生産者積立金助成事業費 社団法人長野県畜産物価格安定基金協会が行う肉用子牛価格の低落に対して生産者補給金を交付するための積立金の造成に要する経費	4分の1以内
		」

を

<p>1 肉畜鶏卵価格安定特別補てん準備金造成事業        社団法人長野県畜産物価格安定基金協会が行う肉畜鶏卵価格安定特別補てん準備金の造成に要する経費</p>	<p>知事が定める額</p>
<p>2 肉用子牛生産安定特別対策事業        肉用子牛生産者積立金助成事業費        社団法人長野県畜産物価格安定基金協会が行う肉用子牛価格の低落に対して生産者補給金を交付するための積立金の造成に要する経費</p>	<p>4分の1以内</p>
<p>3 県産牛肉情報表示適正化推進事業        知事が適当と認める団体が行う長野県産牛肉に対する消費者の信頼の確保及び長野県産牛肉の消費拡大のための事業に要する経費</p>	<p>10分の5以内</p>
<p>4 特定危険部位処理円滑化事業        と畜場を設置する広域連合又は地方公共団体若しくは農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が主たる出資者となっている法人が、特定危険部位を焼却するため、廃棄物処理施設に処理を委託するに要する経費</p>	<p>知事が定める額。ただし、経費の3分の1を限度とする。</p>

に、「及び3」を「、3及び4」に改め、同表中

<p>8 畜産振興推進事業</p>	<p>1 県畜産振興協議会運営事業 長野県畜産振興協議会が行う酪農及び肉用牛等の振興及び経営安定に必要な事業に要する経費</p>	<p>知事が定める額</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更 1 事業主体の変更 2 事業内容の変更 3 経費の欄に掲げる1、2、3、4及び5の経費の相互間の流用 4 経費の20パーセントを超える増減 5 補助金額の変更</p>
<p>2 家畜改良推進指導事業 家畜共進会開催事業費 知事が適当と認める団体が行う県を越える区域を出品範囲とする畜産共進会(当該共進会の予選を含む。)に要する次に掲げる経費 (1) 会場施設に要する経費 (2) 出品家畜等審査に要する経費 (3) 出品家畜等の輸送費 (4) 出品人手当</p>	<p>10分の5以内</p>		
<p>3 肉用牛女性活動促進事業 市町村が行う女性に貸し付ける肉用牛繁殖雌牛の導入に要する経費</p>	<p>知事が定める額</p>		
<p>4 信州肉用牛レベルアップ事業 (1) 農業協同組合、農業協同組合連合会又は知事が適当と認める団体が行う優秀な種雄牛及び供卵牛の導入のための経費 (2) 農業協同組合又は知事が適当と認める団体が行う(1)に掲げる事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費</p>	<p>10分の5以内。ただし、知事が定める額を限度とする。 10分の10以内。ただし、(1)の事業に関する経費について(1)の補助率又は補助額で算定した額を限度とする。</p>		

<p>8 畜産振興推進事業</p>	<p>1 家畜改良推進指導事業 家畜共進会開催事業費 知事が適当と認める団体が行う県を越える区域を出品範囲とする畜産共進会(当該共進会の予選を含む。)に要する次に掲げる経費 (1) 会場施設に要する経費 (2) 出品家畜等審査に要する経費 (3) 出品家畜等の輸送費 (4) 出品人手当</p>	<p>10分の5以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の 変更 1 事業主体の変更 2 事業内容の変更 3 経費の欄に掲げる1、2及び3の経費の相互間の流用 4 経費の20パーセントを超える増減 5 補助金額の変更</p>
<p>2 肉用牛女性活動促進事業 市町村が行う女性に貸し付ける肉用牛繁殖雌牛の導入に要する経費</p>	<p>知事が定める額</p>	<p>10分の5以内。ただし、知事が定める額を限度とする。</p>	<p>次に掲げる変更以外の 変更 1 事業主体の変更 2 事業実施場所の変更 3 経費の欄に掲げる1の(1)及び(2)の経費の相</p>
<p>3 信州肉用牛レベルアップ事業 (1) 農業協同組合、農業協同組合連合会又は知事が適当と認める団体が行う優秀な種雄牛及び供卵牛の導入のための経費 (2) 農業協同組合又は知事が適当と認める団体が行う(1)に掲げる事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費</p>	<p>10分の5以内。ただし、知事が定める額を限度とする。 10分の10以内。ただし、(1)の事業に関する経費について(1)の補助率又は補助額で算定した額を限度とする。</p>	<p>次に掲げる変更以外の 変更 1 事業主体の変更 2 事業実施場所の変更 3 経費の欄に掲げる1の(1)及び(2)の経費の相</p>	<p>次に掲げる変更以外の 変更 1 事業主体の変更 2 事業実施場所の変更 3 経費の欄に掲げる1の(1)及び(2)の経費の相</p>
<p>9 公共牧場利用奨励支援事業</p>	<p>1 知事が適当と認める団体が行う次に掲げる経費 (1) 公共牧場利用奨励事業費 (2) 牧畜犬導入事業 2 知事が適当と認める団体が行う1に掲げる事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助</p>	<p>知事が定める額 10分の5以内 10分の10以内。ただし、1の事業に関する経費に</p>	<p>次に掲げる変更以外の 変更 1 事業主体の変更 2 事業実施場所の変更 3 経費の欄に掲げる1の(1)及び(2)の経費の相</p>

	に要する経費	ついで1の補助率又は補助額で算定した額を限度とする。	互間の流用 4 事業量及び経費の20パーセントを超える増減 5 補助金額の変更
--	--------	----------------------------	---

に改める。

備 産 課

## ○長野県告示第311号

地球温暖化防止のための緑づくり活動推進事業補助金交付要綱を次のように定め、平成14年度の補助金から適用する。

平成14年6月3日

長野県知事 田中康夫

地球温暖化防止のための緑づくり活動推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、森林の整備及び保全を推進し、地球温暖化防止をはじめとした森林の多面的機能の持続的発揮を図るため、市町村が実施する地球温暖化防止のための緑づくり活動推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(経費及び補助率)

第2 第1で規定する補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

経 費	補 助 率
市町村が行う地球温暖化防止のための緑づくり活動推進事業に要する経費	2分の1以内

(事業計画書の提出)

第3 補助事業者が、第2に規定する事業を実施しようとするときは、別に定めるところにより事業計画書を知事に提出するものとする。

(事業変更計画書の提出等)

第4 補助事業者が、第3の規定により提出した事業計画書の内容を変更しようとするときは、速やかに、事業変更計画書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者が、補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。）は、速やかに、その旨を、書面により、知事に報告しなければならない。

(交付申請書等)

第5 規則第3条に規定する申請書は、地球温暖化防止のための緑づくり活動推進事業補助金交付申請書によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、別に定める。

3 前2項に規定する書類の提出期限は、別に定める。

(補助金の交付の請求)

第6 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、地球温暖化防止のための緑づくり活動推進事業補助金交付請求書を知事に提出するものとする。

(申請書等の様式)

第7 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(申請書等の経由)

第8 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、所轄地方事務所(市にあっては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市にあっては松本地方事務所、更埴市及び須坂市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所)の長を経由するものとする。

森林保全課

○長野県告示第312号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年6月18日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年6月3日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 美麻八坂線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
北安曇郡美麻村16640番の4地先から 北安曇郡美麻村16331番の6地先まで	旧	6.0~12.3 <sup>m</sup>	0.1025 <sup>km</sup>
		18.2~46.5	0.0797
同 上	新	18.2~46.5	0.0797



- 2(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 美麻八坂線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
北安曇郡美麻村3686番の5地先から 北安曇郡美麻村3674番の26地先まで	旧	3.6~11.8 <sup>m</sup>	0.3938 <sup>km</sup>
		12.0~44.3	0.5460
同 上	新	12.0~44.3	0.5460

道路維持課

○長野県告示第313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年6月18日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年6月3日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 払沢茅野線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
諏訪郡原村字南平8554番地先から 諏訪郡原村字前尾根8479番の2地先まで	旧	7.0~25.0 <sup>m</sup>	0.2212 <sup>km</sup>
		9.0~25.0	0.2212
同 上	新	9.0~25.0	0.2212

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 諏訪箕輪線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
諏訪市大字湖南字日向入山9487番の228地先から 諏訪市大字湖南字日向入山9487番の228地先まで	旧	m 7.0~19.2	km 0.2000
同 上	新	7.0~28.0	0.2000

道路維持課

○長野県告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年6月18日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年6月3日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
東筑摩郡坂北村字中島4168番のニの2地先から 東筑摩郡坂北村字中島4168番のホの2地先まで	旧	m 7.0~ 9.0	km 0.0500
同 上	新	7.0~11.0	0.0500

道路維持課

## ○長野県告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年6月18日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年6月3日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 403号
- 2 供用を開始する区間  
東筑摩郡坂北村字中島4168番のニの2地先から  
東筑摩郡坂北村字中島4168番のホの2地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成14年6月3日

道路維持課

## ○長野県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年6月18日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年6月3日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 路線名 弘沢茅野線  
 (2) 供用を開始する区間  
 諏訪郡原村字南平8554番地先から  
 諏訪郡原村字前尾根8479番の2地先まで  
 (3) 供用を開始する期日 平成14年6月3日
- 2(1) 路線名 諏訪箕輪線  
 (2) 供用を開始する区間  
 諏訪市大字湖南字日向入山9487番の228地先から  
 諏訪市大字湖南字日向入山9487番の228地先まで  
 (3) 供用を開始する期日 平成14年6月3日

道路維持課
-------

## ○長野県告示第317号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、長野県土木部砂防課並びに関係の建設事務所、砂防事務所、市役所及び町役場に備え置く。

平成14年6月3日

長野県知事 田中康夫

区域名	区域の範囲	市町村名	大字	字	地番	標柱番号
糸萱大橋下	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から16号までを順次結んだ線及び標柱1号と16号を結んだ線に囲まれた区域	茅野市	北山		8227番1	1号
			"	家裏	8236番1	2号
			"	"	8244番1	3号
			"	"	8248番1	4号
			"		8253番イ	5号
			"		8259番	6号
			"		8258番	7号
			"	家前	8256番1	8号
			"	北ノ久保	8155番	9号
			"	"	8162番	10号

			〃	〃	8161番イ	11号
			〃	〃	8166番1	12号
			〃	程久保	8167番1	13号
			〃	〃	8167番2	14号
			〃	〃	8169番	15号
			〃	〃	8173番9	16号
水上2号	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線に囲まれた区域	上伊那郡 高遠町	藤沢 〃 〃 〃 〃 〃		2623番 2618番 2566番 2594番 2591番1 2601番  2604番1	1号 2号 3号 4号 5号 6号及び 7号 8号
上野団地 (追加)	右に掲げる地番の土地に存する標柱10号から15号までを順次結んだ線、標柱15号と平成8年3月21日長野県告示第243号で指定した上野団地急傾斜地崩壊危険区域の標柱9号を結んだ線、標柱9号と8号を結んだ線及び標柱8号と右に掲げる地番の土地に存する標柱10号を結んだ線に囲まれた区域	長野市	上野三丁目 〃 〃		1000番22  1186番1  1114番19	10号  11号及び 12号 13号から 15号まで
糺ヶ下	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から12号までを順次結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線に囲まれた区域	木曾郡 木曾福島町			1252番2 4659番1 4659番3 4664番3  4658番3  1242番2 1249番1 1252番ロ	1号 2号 3号 4号から 6号まで 7号から 9号まで 10号 11号 12号

砂防課